

議案第十一号

港区建築審査会条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年二月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区建築審査会条例の一部を改正する条例

港区建築審査会条例（昭和五十八年港区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「法」の下に「（他の法令において準用する場合を含む。）」を加え、同項第二号中「第九十四条第二項」の下に「（他の法令において準用する場合を含む。）」を加える。

第六条第一項ただし書中「第九十四条第三項」の下に「（他の法令において準用する場合を含む。）」を加え、「限りではない」を「限りでない」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十号）の施行に伴い、建築審査会の招集等に係る規定を整備するため、本案を提出いたします。